一般社団法人徳島県サッカー協会と各郡市サッカー協会との関係に関する規程

（総　　則）

第１条　一般社団法人徳島県サッカー協会と公益財団法人日本サッカー協会、一般社団法人四国サッカー協会及び各郡市サッカー協会等との関係に関する規則第４条に規定する各郡市サッカー協会との関係については、この規程の定めるところによる。

（権　　限）

第２条　各郡市サッカー協会は、各郡市等におけるサッカー界を統括し、各郡市等におけるサッカーの普及及び振興を図る。

（会員登録）

第３条　各郡市サッカー協会は、代表者１名を、この法人の正会員（社員）として登録しなければならない。

（各郡市サッカー協会連絡会議）

第４条　この法人の会長は、必要と認めたときは、各郡市サッカー協会等の連絡会議を招集することができる。

２　各郡市サッカー協会の連絡会議には、原則として各郡市サッカー協会等の代表者及び一般社団法人徳島県サッカー協会役員が出席するものとする。

（組　　織）

第５条　各郡市サッカー協会は、つぎの機関等について明記した協会規約を保有しなければならない。

（１）決議機関

（２）執行機関

（理事の推薦）

第６条　各郡市サッカー協会は、つぎの地域別にそれぞれ１名ずつを、この法人の理事に推薦することができる。

（１）三好、美馬、吉野川市、名西郡

（２）阿波市、板野郡、鳴門市

（３）徳島市

（４）海部郡、阿南市、小松島市

２　前項の各郡市サッカー協会が推薦する理事は、原則として当該郡市サッカー協会の会長、副会長、理事長又は事務局長の職にある者とする。

（届出義務）

第７条　各郡市サッカー協会等は、毎年、事業年度開始の１カ月前から１カ月後の間に、

つぎの各事項について、この法人に届け出なければならない。

（１）協会規約

（２）終了年度の事業報告書

（３）終了年度の収支決算書

（４）決議機関及び執行機関の議事録

（５）次年度の事業計画書

（６）次年度の収支予算書

（７）役員名簿

（８）構成員名簿（チーム名及び代表者名、個人会員名）

２　各郡市サッカー協会は、つぎの事項に変更を生じたときは、その都度遅滞なく、この法人に届け出なければならない。

（１）役員名簿

（２）協会規約

（細　　則）

第８条　この規程の実施に関しての必要な事項は、会長が別に定める。

附　　則

この規程は、平成１６年１１月７日から施行する。

この規程の改正は、平成１８年５月１０日から施行する。

この規程の改正は、平成２４年４月１日から施行する。

この規程の改正は、平成２８年４月１日から施行する。